

# 臭気指数による 規制基準について

川崎市環境局 環境対策部環境対策推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-2517



KAWASAKI CITY

## ～臭気指数導入の経緯～

これまでの悪臭苦情は畜産農業・工場から発生するものが多く、悪臭防止法に基づく特定22物質の濃度により規制を行うことが出来ました。しかし、最近の悪臭苦情は飲食店などのサービス業から発生するいろいろなにおい物質が混ざり合った悪臭による苦情（いわゆる都市型苦情）が増えてきました（表1参照）。このような悪臭はそれぞれのおい物質の濃度が低いため、各物質の濃度による規制だけでは困難でした。そのため、川崎市では悪臭防止法に基づく特定22物質の濃度規制に加えて、市の条例で臭気指数による規制を定め、多種多様な都市型苦情に対応することになっています。

表1 「畜産農業や工場」と「サービス業・その他」における悪臭

（環境省 早野晶子「臭気対策セミナー講演資料集－臭気対策行政の現状と今後の展望」（社）臭気対策研究会発行より）

| 年 度    | 畜産農業や工場の<br>苦情件数の割合 | サービス業・その他の<br>苦情件数の割合 |
|--------|---------------------|-----------------------|
| 昭和49年度 | 32.6%               | 27.0%                 |
| 平成11年度 | 8.9%                | 50.8%                 |

\*「サービス業・その他」への苦情の対象は、野焼き、ごみの処分地、ごみ焼却場、下水・し尿処理場、ガソリンスタンド、飲食店、ホテル、美容・理髪店、愛玩動物販売店、廃品回収保管場所などです。

**臭気指数とは** 人の嗅覚を使って測定したにおいの強さを表す数値。

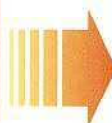
人の嗅覚を使って測定したにおいの強さを表す数値。

においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭空気（無臭水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数を10倍した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

### 特定22物質規制のデメリット

1. 単一物質ごとに濃度で規制するので臭いの強い複合臭でも各物質濃度が低いと対応が出来ない。
2. 濃度による許容値なので必ずしも人間の感覚と一致するとは限らない。
3. 特定の22物質しか対応が出来ない。



### 臭気指数のメリット

1. 約40万種あると言われている多種多様な「においの物質」が複合した臭気に対応することが出来る。
2. 人間の嗅覚を利用するので、住民のにおいの感覚と一致しやすい。
3. 未知のにおいにも対応出来る。

○ 川崎市では悪臭防止法に基づく「特定22物質の濃度」による規制のほか、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例によっても、臭気指数により工場・事業場への指導を行っています。

● **規制対象となるのは、市内全域の工場・事業場です。(個人経営の飲食店なども含みます)**

● 規制許容値は、敷地境界線・排出口・排出水について定められています。

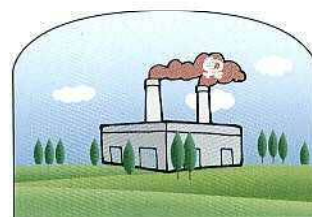
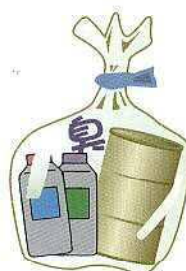
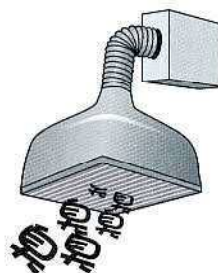


## 〈川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の基準〉

(施行規則別表10より一部抜粋)

事業所において行う悪臭を発生する作業の方法及び事業所の構造は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 悪臭を著しく発生する作業は、脱臭装置を設置すること
- 2 事業所は、悪臭の漏れにくい建物とすること
- 3 悪臭を発生する作業は、屋外で作業しないこと
- 4 悪臭を発生する作業は、周辺に影響を及ぼさない位置で行うこと
- 5 悪臭を発生する原材料等は、悪臭が漏れないように保管すること
- 6 1から5のほか、臭気指数が次に定める臭気指数の許容限度に適合するように必要な措置を講ずること



## 〈規制許容値早見表(臭気指数)〉

午後11時～午前8時

|                 |  | 敷地境界線 | 排 出 口           |             | 排水水 |         |
|-----------------|--|-------|-----------------|-------------|-----|---------|
|                 |  |       | 高さ30m未満(排出ガス量別) |             |     | 高さ30m以上 |
|                 |  |       | 300m³/min以上     | 300m³/min未満 |     |         |
| 地域1<br>(住居系地域)  |  | 12    | 27              | 30          | 32  | 28      |
| 飲食店<br>小規模事業所   |  | 15    | 30              | 33          |     | 31      |
| 地域2<br>(その他の地域) |  | 15    | 30              | 33          | 35  | 31      |
| 飲食店<br>小規模事業所   |  | 18    | 33              | 36          |     | 34      |

午前8時～午後11時

|                 |                 | 敷地境界線 | 排 出 口           |             |         | 排水水 |
|-----------------|-----------------|-------|-----------------|-------------|---------|-----|
|                 |                 |       | 高さ30m未満(排出ガス量別) |             | 高さ30m以上 |     |
|                 |                 |       | 300m³/min以上     | 300m³/min未満 |         |     |
| 地域1<br>(住居系地域)  |                 | 15    | 30              | 33          | 35      | 31  |
|                 | 飲 食 店<br>小規模事業所 | 18    | 33              | 36          |         | 34  |
| 地域2<br>(その他の地域) |                 | 18    | 33              | 36          | 38      | 34  |
|                 | 飲 食 店<br>小規模事業所 | 21    | 36              | 39          |         | 37  |

住居系地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

その他の地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域

小規模事業所：製造業その他では従業員20人以下、商業・サービス業では、従業員5人以下の事業所をいう。  
従業員とは、おおむね常時使用する従業員の数をいう。

### においの測定方法



### お問い合わせ

川崎市環境局 環境対策部  
環境対策推進課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL：044-200-2517